

「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」登録有効期間の変更に関する
都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
からの主な意見への対応について

令和4年6月13日付第4回JSPOク育発第19号文書「『総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度』登録有効期間の変更について」に関する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会からの主な意見への対応については、以下のとおりとする。

なお、このことに伴う令和4年度から令和6年度の各種登録手続きについては、**資料2**のとおりとする。

- (1) 登録有効期間の延長5か月分(令和5年11月1日から令和6年3月31日)の登録料2,000円は、令和5年度に徴収すべきである。また、延長5か月分の登録料2,000円の用途を説明する必要がある。

<対応>

- 登録有効期間の延長5か月分の登録料納入時期は、都道府県ごとに対応できるようにする。
- 延長5か月分(令和5年11月1日から令和6年3月31日)の登録料は、令和5年度の総合型地域スポーツクラブ全国協議会の運営諸経費の一部に充当することとしており、令和4年度総合型地域スポーツクラブ全国協議会総会(令和5年度予算審議/令和5年2月開催予定)において改めて説明する。

- (2) 登録期間や登録料を年度途中に変更するべきではない。

<対応>

- 令和4年度は、令和4年6月13日付通知以前の登録期間や登録料とする対応も可能とする。

- (3) 令和5年度から新たに登録しようとするクラブのために、令和5年11月1日からも新規登録できるようにすべきである。

<対応>

- 令和5年11月1日からも新規登録できるようにする。原則として登録申請ができることとするが、審査業務等の負担に鑑み、都道府県の実情に応じて登録申請を受け付けるか否かは都道府県ごとに判断いただく。

- (4) 都道府県版制度の改定案に関するひな形を示して欲しい。

<対応>

- 都道府県版制度の改定案に関するひな形をお示しできるよう準備する。